

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第136条第2項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月12日

大坂法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和7年第249号
対象土地	高槻市大字原7100番先里道
	同所 7117番

2 関係人の氏名又は名称

棚次辰吉

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。